

文 政 第 109 号
平成17年 4月14日

八重山リゾート開発株式会社
代表取締役 小島 弘行 殿

沖縄県知事
稲嶺 恵 一

八重山リゾート開発計画に係る環境影響評価書
に対する知事意見について

平成17年2月28日付けで送付のあったみだしの評価書については、当該事業に係る準備書に対する知事意見を勘案して修正し、または予測及び評価をやり直して作成されているが、その内容に不十分な箇所があることから、沖縄県環境影響評価条例第22条第1項の規定に基づき、別添のとおり評価書について環境保全の見地から意見を述べるので、これらの事項を勘案して評価書の記載事項に検討を加え、所要の補正を行うこと。

八重山リゾート開発計画に係る環境影響評価書に対する知事意見

1 事業計画について

- (1) 緑化計画に用いる植栽樹種については、現存植生や現在の潜在自然植生に基づいて選定し、必要に応じて専門家等の指導・助言を得ること。
- (2) 浄化槽放流水は、地下水保全の観点から散水に利用するなどして、局所的な地下浸透量の低減を図ることとし、水質汚濁防止法の特定施設（排水量 $50\text{ m}^3/\text{日}$ 以上）の取り扱いに準じた水質監視を行うとともに、評価書の補正を行うにあたってはその内容について詳細に記載すること。

2 水の濁りについて

- (1) 浸透池における浸透量の算出根拠となる浸透係数について、濁水時の値と真水の値とは異なると考えられることから、現地透水試験の詳細な内容を明らかにした上で、浸透係数及び浸透池の浸透量について再度検討すること。また、必要に応じて予測・評価をやり直すとともに、環境保全措置の見直しについても検討すること。
- (2) SS（浮遊物質量）の初期濃度の違いにより沈降率が異なってくることから、調整池出口でのSS予測濃度の算出に用いた沈降率が適切かどうかを明らかにした上で、再度予測・評価を行うとともに、必要に応じて環境保全措置の見直しについて検討すること。

3 農薬流出による影響について、予測の条件に誤りがあることから、記載された計算式、散布予定量に基づき再度予測・評価を行い、その結果に基づき環境保全措置についても再度検討すること。

4 夜間照明による夜行性鳥類の採餌活動等、生物に与える影響については、使用予定として選定されている高圧ナトリウムライト、エバーライトの街路灯及び低ポール灯の他施設での設置例等も参考に、再度予測・評価を行うこと。

5 海域生態系について

- (1) 当該事業に係る準備書に対する知事意見に基づき、海域生態系について新たに予測・評価を行っているが、10年以上前の資料をもとにしており予測の不確実性は高いと考えられることから、より新しい資料を用いて再度、予測・評価を行うとともに、海域生態系に係る事後調査の実施について検討すること。また、海域生態系に係る事後調査を実施する際には、より精度の高い調査を行う事を検討すること。
- (2) 予測・評価に際して用いた既存資料における海域生物の調査項目、調査手法、調査地点等の調査概要について示すこと。

6 コウモリの生息洞調査において吹通川河口付近右岸側や下地集落の近傍等、数カ所で確認された洞穴では現段階において小型コウモリ類の生息は確認されていないが、当該洞穴が今後小型コウモリ類の生息洞として利用可能かどうかについて検証し、その検証内容を明らかにすること。また、利用可能であると判断される場合にあっては、洞穴の利用状況に関する事後調査、及び事後調査結果に応じた適切な環境保全措置の実施について検討すること。

7 景観は、物理的な環境としての地形と植生を含む生物群集の相互作用により形成されるものであることから、圍繞景観の区分については、地形情報に基づく小水系、傾斜区分、地形分類等の地形的要素、植生区分、現地調査による目視観察等の情報を組み合わせる事による景観的均質性や一体性を目安として、より詳細に区分すること。

8 環境保全措置について

環境保全に対する意識の高揚と周知を図るために実施される教育プログラムにおいては、貴重動植物種の写真や環境保全措置等を記載したハンドブック等の作成や、事業開始直前に行われる事前調査で確認した生育場所の工事関係者への周知を検討すること。

9 事後調査について

(1) 事後調査計画については、以下の項目について、より詳細に記載すること。また、自然現象による影響との区別が判断できるとともに、環境影響評価の結果との比較検討ができる内容とすること。

ア 調査項目、及び動植物に関する事後調査については調査対象とする全ての種

イ 調査手法

ウ 調査地域・地点

エ 調査時期・時間帯・期間

(2) 生態系の事後調査の実施について検討すること。

(3) カンムリワシに対する事後調査については調査対象範囲をくまなく確認することが出来るよう調査員の配置や調査ルートの設定を行うこと。また、営巣期における営巣可能範囲近隣での作業時には、適宜営巣確認を行い、適切な保全対策をとること。

(4) 農薬の生物濃縮に対する事後調査における調査対象種は、専門家等の指導、助言を踏まえた上で決定すること。